

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果について

平成24年2月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合代表監査委員 森 高 繁

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

1 監査の期日

平成24年1月25日

2 監査の対象

平成22年4月1日から平成23年9月30日までに執行された平成22年度上・下期分及び平成23年度上期分の財務に関する事務。ただし、平成22年度定期監査対象分を除く。

3 監査の結果

別紙のとおり

平成22年度上・下期分
平成23年度上期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査実施年月日

平成24年1月25日

3 準備監査期間

平成23年10月1日から平成23年12月22日まで

4 監査の対象

平成22年4月1日から平成23年9月30日までに執行された平成22年度上・下期分及び平成23年度上期分の財務に関する事務。ただし、平成22年度定期監査対象分を除く。

5 監査の方法

事前に各所管より関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

6 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算に対する実績は妥当であるか、経理事務について管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 消耗品、印刷物、リース物件（電算処理システムに係るもの）等の執行管理
- (2) 保険財政の状況
- (3) 療養費等の執行状況
- (4) 市町村への補助金支出に係る事項
- (5) 平成22年度末から平成23年度当初にかけての基金の財務処理
- (6) 神奈川県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則第3章第2節に定める事務手続
- (7) 前回の定期監査（平成21年度及び平成22年度上期分）において措置を求めた事項
- (8) 監査委員定例会において行った異例な支出等の通査及び平成22年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

7 平成22年度決算状況及び平成23年度予算執行状況

1) 平成22年度決算状況

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	2,170,855,000	2,170,675,820	2,170,675,820	△179,180	100.0
特別会計	608,586,252,000	608,828,425,125	608,828,312,519	242,060,519	100.0

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
一般会計	2,170,855,000	1,970,345,062	1,970,345,062	200,509,938	90.8
特別会計	608,586,252,000	606,783,076,356	606,783,076,356	1,803,175,644	99.7

2) 平成23年度予算執行状況 (平成23年9月30日現在)

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	2,021,312,000	1,350,154,261	980,645,695	△1,040,666,305	48.5
特別会計	637,955,866,000	297,351,087,577	291,663,680,242	△346,292,185,758	45.7

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	予算との差 A - B	執行率 B / A
一般会計	2,021,312,000	1,190,993,727	526,924,534	1,494,387,466	26.1
特別会計	637,955,866,000	633,356,410,370	258,217,185,926	379,738,680,074	40.5

※ 比率 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入した。

8 監査の結果

今回の監査対象期間は、平成22年度及び平成23年4月から9月までである。ただし、平成22年度定期監査対象分は除いている。

今回の定期監査においては事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

平成23年度からは、医療費通知の記載項目及び後発医薬品の普及啓発の充実や、レセプトの複数月点検の実施など医療費の適正化を図るための取り組みを強化し、健全な財政運営に努めることにより、被保険者が安心して医療サービスの提供を受けることができるよう取り組みを行ってきた点は評価できる。

また、前回の定期監査において措置を求めた事項については、すべて改善されていることが確認できた。

一方、財務事務の一部に改善や検討が必要と認める事項もあり、これらの中には準備監査の時点で、すでに改善に向け着手している事項もあったが、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

1) 前回の定期監査において措置を求めた事項

(1) 健康診査事業補助金の支給

市町村に支出した平成21年度分の健康診査事業補助金について、概算払をしたにもかかわらず、翌年度に精算処理をしていたため、年度内に精算処理をするよう求めた。

その後の状況を確認したところ、平成22年度分の健康診査事業補助金については、事務処理手順の見直しを行い、翌年度にずれ込むことなく年度内に精算処理が行われたことが確認できた。

(2) 収入、支出事務に係る額の確認

収入、支出事務においては、神奈川県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則の趣旨に照らすと、調定額や支出負担行為額の根拠となる資料を添付することが必要であるが、事前に執行同等を回付していることを理由に、根拠資料を添付していないものが散見されたため、根拠資料を添付しない場合、調定票等に執行同の文書番号を記載するなどして確認した事実がわかるように事務処理を見直すよう求めた。

その後の状況を確認したところ、根拠資料の添付等については、研修等を通じ職員に周知を行い、全体として事務処理の改善が図られていることが確認できた。

2) 措置を求める事項

(1) 補正予算の編成について

平成22年度の決算において、補正予算編成の際に歳入予算の財源更正に

より対応すべきものがあつたが、財源更正することによる県内市町村への影響に配慮し財源更正を行わなかったため、執行残が補正額を上回っているものがあつた。平成23年度からは事務処理を見直し、同様の事態が生じないように処理すること。

(2) 市区町村への公害健康被害の補償等の保険給付費の求償事務について

市区町村への公害健康被害の補償等の保険給付費の求償事務については、神奈川県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則に基づき、請求金額等の求償内容が確定次第、調定を行い、直ちに納入通知書により納入の通知を行わなければならないが、事務処理の遅延により一部求償手続に遅れが発生した。その後事務作業については確認を行い、同様の事例が発生していないが、今後も改善状況を随時確認し、適正な事務処理を行うこと。

その他、軽微な指摘事項等があつたが、その都度関係者に是正させ、事務処理の改善について指導した。